

【議案第113号】

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

参考資料1 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

参考資料2 廃棄物処理手数料等の状況について

参考資料3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴う条例改正について

環 境 局

(生活環境部 廃棄物政策担当)

議案第 1 1 3 号 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

し尿の処理、汚泥の処理及び浄化槽等の清掃に係る手数料並びに不燃性固形物に係る処理費用の額を改定し、及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い非常災害廃棄物処理再受託者等を生活環境影響調査結果の縦覧に係る届出の対象者に加えること等のため改正するもの

1 一般廃棄物処理手数料等及び産業廃棄物処理費用の額の改定

(1) 改正理由

使用料及び手数料について、「使用料・手数料の設定基準」（平成 26 年 7 月策定、令和元年 11 月改定）に基づき、市民サービスの受益と負担の適正化を図るため、前回に見直しを行った令和 5 年以降、サービス提供に要するコストや利用状況等に変化が生じていることを踏まえ、使用料及び手数料の全庁的な見直しを行うもの

一般廃棄物処理手数料等及び産業廃棄物処理費用については、当該事務の受益者負担割合と標準的受益者負担割合に大きな乖離があるため、引き上げることとし、改定に当たっては、他都市の状況等を考慮して、受益と負担の適正化を図りながら、受益者への影響を最低限に抑えることとする。

(2) 改正内容

ア 一般廃棄物処理手数料等の額の改定

種 別	現 行 額	改 定 額
し尿の処理 仮設トイレのし尿	180 リットルまで 4,500 円 180 リットルを超える場合については 90 リットル までごとに 2,250 円を加えた金額	180 リットルまで 5,400 円 180 リットルを超える場合については 90 リットル までごとに 2,700 円を加えた金額

種 別	現 行 額	改 定 額
汚泥の処理 浄化槽等の配管の詰まり に係る汚泥等	1 立方メートルまでごとに 3,820 円	1 立方メートルまでごとに 5,730 円
汚泥の処理 合併処理浄化槽の汚泥等	1 立方メートルまでごとに 3,150 円	1 立方メートルまでごとに 4,720 円
浄化槽等の清掃	1.5 立方メートルまで 9,670 円 1.5 立方メートルを超えるものについては 1 立方メートルまでごとに 4,720 円を加えた金額	1.5 立方メートルまで 14,500 円 1.5 立方メートルを超えるものについては 1 立方メートルまでごとに 7,080 円を加えた金額

イ 産業廃棄物処理費用の額の改定

種 別	現 行 額	改 定 額
不燃性固形物の処理	1 キログラムまでごとに 11 円	1 キログラムまでごとに 16 円

2 関係法令の一部改正に伴う条例の改正内容

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正（令和 8 年 6 月 1 9 日公布 この条例の関係部分は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行）に伴い、条例を改正

- （１）条例第 41 条の 7 に規定されている生活環境影響調査結果の縦覧に係る届出の対象者に非常災害廃棄物処理再受託者等を加える
- （２）特別管理一般廃棄物である非常災害廃棄物の処理施設の設置に係る届出についての規定が追加されたことに伴い、一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧についての規定の繰り下げ等を行う

条例第 41 条の 6 中「法第 9 条の 3 の 3 第 2 項」→「法第 9 条の 3 の 3 第 3 項」等

- （３）法令の一部改正に合わせ、略称を定める

条例第 41 条の 4 中「非常災害により生じた廃棄物」→「非常災害により生じた廃棄物（以下「非常災害廃棄物」という。）」

3 施行期日

- （１）令和 9 年 4 月 1 日から施行。ただし、上記 2 （１）から（３）までについては、公布の日から施行

（経過措置）

- （２）上記 1 （２）ア及びイの改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の申込みに係る手数料及び処理費用について適用し、同日前の申込みに係る手数料及び処理費用については、なお従前の例による。

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例 平成4年12月24日条例第51号	○川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例 平成4年12月24日条例第51号
(廃棄物管理票) 第27条の2 規則で定める事業者は、事業系一般廃棄物を指定処理施設に搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、廃棄物の種類、排出場所等を記載した廃棄物管理票を市長に提出しなければならない。	(廃棄物管理票) 第27条の2 規則で定める事業者は、事業系一般廃棄物を指定処理施設に搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、廃棄物の種類、排出場所等を記載した廃棄物管理票を市長に提出しなければならない。
2 前項に規定する事業者は、事業系一般廃棄物を一般廃棄物収集運搬業者に委託して指定処理施設に搬入しようとするときは、当該業務を受託した一般廃棄物収集運搬業者（以下この条において「受託者」という。）に対し、同項に規定する廃棄物管理票を交付しなければならない。	2 前項に規定する事業者は、事業系一般廃棄物を一般廃棄物収集運搬業者に委託して指定処理施設に搬入しようとするときは、当該業務を受託した一般廃棄物収集運搬業者（以下「受託者」という。）に対し、同項に規定する廃棄物管理票を交付しなければならない。
3 受託者は、その受託した事業系一般廃棄物を指定処理施設に搬入しようとするときは、前項の規定により交付された廃棄物管理票を市長に提出しなければならない。	3 受託者は、その受託した事業系一般廃棄物を指定処理施設に搬入しようとするときは、前項の規定により交付された廃棄物管理票を市長に提出しなければならない。
4 市長は、受託者が委託された事業系一般廃棄物の搬入を終了したと認めるときは、規則で定めるところにより、前項の規定により提出された廃棄物管理票に必要な事項を記載し、受託者に回付しなければならない。	4 市長は、受託者が委託された事業系一般廃棄物の搬入を終了したと認めるときは、規則で定めるところにより、前項の規定により提出された廃棄物管理票に必要な事項を記載し、受託者に回付しなければならない。
5 前項の場合において、受託者は、当該搬入を委託した事業者に対し、市長から回付を受けた廃棄物管理票を送付しなければならない。	5 前項の場合において、受託者は、当該搬入を委託した事業者に対し、市長から回付を受けた廃棄物管理票を送付しなければならない。
6 市長は、第1項に規定する事業者又は受託者が廃棄物管理票を提出しないときは、その事業系一般廃棄物の受入れを拒否することができる。	6 市長は、第1項に規定する事業者又は受託者が廃棄物管理票を提出しないときは、その事業系一般廃棄物の受入れを拒否することができる。
7 第1項から第5項までに定めるもののほか、廃棄物管理票について必要な事項は、規則で定める。 (縦覧の期間及び場所)	7 第1項から第5項までに定めるもののほか、廃棄物管理票について必要な事項は、規則で定める。 (縦覧の期間及び場所)
第41条の4 市長は、第41条の2各号に定める対象施設に係る生活環境影響調査又は前条各号に定める非常災害対象施設に係る非常災害生活環境影響調査を実施したときは、調査書又は非常災害調査書を縦覧に供する旨を告	第41条の4 市長は、第41条の2各号に定める対象施設に係る生活環境影響調査又は前条各号に定める非常災害対象施設に係る非常災害生活環境影響調査を実施したときは、調査書又は非常災害調査書を縦覧に供する旨を告

改正後	改正前
示し、告示の日から起算して30日間、規則で定める場所において当該調査書又は非常災害調査書を縦覧に供するものとする。ただし、当該非常災害生活環境影響調査を実施した場合であって、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止のため非常災害により生じた廃棄物（以下「非常災害廃棄物」という。）の処分を特に迅速に行わなければならないと市長が認めるときは、当該期間を短縮することができる。 （意見書の提出）	示し、告示の日から起算して30日間、規則で定める場所において当該調査書又は非常災害調査書を縦覧に供するものとする。ただし、当該非常災害生活環境影響調査を実施した場合であって、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止のため非常災害により生じた廃棄物_____の処分を特に迅速に行わなければならないと市長が認めるときは、当該期間を短縮することができる。 （意見書の提出）
第41条の5 前条の規定により市長が調査書又は非常災害調査書を縦覧に供したときは、当該対象施設又は非常災害対象施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、同条の縦覧に供する旨の告示のあった日の翌日から起算して45日を経過する日までに市長に対して生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。ただし、当該非常災害調査書を縦覧に供した場合であって、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止のため非常災害廃棄物_____の処分を特に迅速に行わなければならないと市長が認めるときは、当該期限を繰り上げることができる。	第41条の5 前条の規定により市長が調査書又は非常災害調査書を縦覧に供したときは、当該対象施設又は非常災害対象施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、同条の縦覧に供する旨の告示のあった日の翌日から起算して45日を経過する日までに市長に対して生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。ただし、当該非常災害調査書を縦覧に供した場合であって、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止のため非常災害により生じた廃棄物の処分を特に迅速に行わなければならないと市長が認めるときは、当該期限を繰り上げることができる。
2 前項の意見書の提出先は、前条本文の規定による告示において指定するものとする。 （委託を受けた者に係る縦覧等の対象施設）	2 前項の意見書の提出先は、前条本文の規定による告示において指定するものとする。 （委託を受けた者に係る縦覧等の対象施設）
第41条の6 法第9条の3の3第3項（同条第4項及び第5項において読み替えて準用する法第9条の3第9項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による法第9条の3の3第1項及び第2項に規定する調査（以下「受託者生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「受託者調査書」という。）の縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設（以下「受託者対象施設」という。）の種類は、政令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設とする。 （縦覧に供する旨の届出）	第41条の6 法第9条の3の3第2項（同条第3項_____において読み替えて準用する法第9条の3第9項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による法第9条の3の3第1項_____に規定する調査（以下「受託者生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「受託者調査書」という。）の縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設（以下「受託者対象施設」という。）の種類は、政令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設とする。 （縦覧に供する旨の届出）
第41条の7 市から非常災害廃棄物_____の処分の委託を受けた者（法第6条の2第3項前段及び第5項前段の規定により当該非	第41条の7 市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者（_____）

改正後	改正前												
常災害廃棄物の処分の委託を受けた者又は同条第３項後段及び第５項後段の規定により当該者から当該非常災害廃棄物の処分の委託を受けた者を含む。以下「受託者」という。）は、受託者生活環境影響調査を行ったときは、規則で定めるところにより、受託者調査書を添えて、当該受託者調査書を縦覧に供する旨を市長に届け出なければならない。 （受託者が縦覧する旨の告示） 第41条の８　市長は、前条の規定による届出があったときは、速やかに受託者が受託者調査書を縦覧に供する旨、当該縦覧の場所、縦覧期間その他必要な事項を告示するものとする。 ２　前項の縦覧期間は、同項の規定による告示の日から起算して30日間とする。ただし、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止のため<u>非常災害廃棄物</u>の処分を特に迅速に行わなければならないと市長が認めるときは、当該縦覧期間を短縮することができる。 （受託者に対する意見書の提出） 第41条の10　前条の規定により受託者が受託者調査書を縦覧に供したときは、当該受託者対象施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、受託者に対して生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。 ２　前項の意見書の提出先は、第41条の８第１項の規定による告示において指定するものとする。 ３　第１項の意見書の提出期限は、第41条の８第１項の規定による告示のあった日の翌日から起算して45日を経過する日までとする。ただし、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止のため<u>非常災害廃棄物</u>の処分を特に迅速に行わなければならないと市長が認めるときは、当該提出期限を繰り上げることができる。 別表第１（第42条関係） <table><tr><th>種別</th><th>取扱区分</th><th>手数料</th></tr><tr><td>ごみ（燃え殻）</td><td>指定処理施設に搬入するとき。</td><td>１キログラムまで</td></tr></table>	種別	取扱区分	手数料	ごみ（燃え殻）	指定処理施設に搬入するとき。	１キログラムまで	以下「受託者」という。）は、受託者生活環境影響調査を行ったときは、規則で定めるところにより、受託者調査書を添えて、当該受託者調査書を縦覧に供する旨を市長に届け出なければならない。 （受託者が縦覧する旨の告示） 第41条の８　市長は、前条の規定による届出があったときは、速やかに受託者が受託者調査書を縦覧に供する旨、当該縦覧の場所、縦覧期間その他必要な事項を告示するものとする。 ２　前項の縦覧期間は、同項の規定による告示の日から起算して30日間とする。ただし、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止のため<u>非常災害により生じた廃棄物</u>の処分を特に迅速に行わなければならないと市長が認めるときは、当該縦覧期間を短縮することができる。 （受託者に対する意見書の提出） 第41条の10　前条の規定により受託者が受託者調査書を縦覧に供したときは、当該受託者対象施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、受託者に対して生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。 ２　前項の意見書の提出先は、第41条の８第１項の規定による告示において指定するものとする。 ３　第１項の意見書の提出期限は、第41条の８第１項の規定による告示のあった日の翌日から起算して45日を経過する日までとする。ただし、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止のため<u>非常災害により生じた廃棄物</u>の処分を特に迅速に行わなければならないと市長が認めるときは、当該提出期限を繰り上げることができる。 別表第１（第42条関係） <table><tr><th>種別</th><th>取扱区分</th><th>手数料</th></tr><tr><td>ごみ（燃え殻）</td><td>指定処理施設に搬入するとき。</td><td>１キログラムまで</td></tr></table>	種別	取扱区分	手数料	ごみ（燃え殻）	指定処理施設に搬入するとき。	１キログラムまで
種別	取扱区分	手数料											
ごみ（燃え殻）	指定処理施設に搬入するとき。	１キログラムまで											
種別	取扱区分	手数料											
ごみ（燃え殻）	指定処理施設に搬入するとき。	１キログラムまで											

改正後				改正前			
	を含む。)の処理		ごとに15円		を含む。)の処理		ごとに15円
	粗大ごみの処理		規則で定める区分に応じ、300円、600円又は1,200円		粗大ごみの処理		規則で定める区分に応じ、300円、600円又は1,200円
	し尿の処理	事業用の仮設便所に係るし尿を市が収集し、運搬し、及び処分するとき。	1回に収集したし尿180リットルまでの場合については5,400円。180リットルを超える場合については90リットルまでごとに2,700円を加えた金額		し尿の処理	事業用の仮設便所に係るし尿を市が収集し、運搬し、及び処分するとき。	1回に収集したし尿180リットルまでの場合については4,500円。180リットルを超える場合については90リットルまでごとに2,250円を加えた金額
	犬、猫等の死体の処理		1個につき3,000円		犬、猫等の死体の処理		1個につき3,000円
	汚泥の処理	浄化槽等の配管の詰まりの除去に伴う汚泥及び汚水排水槽の汚泥を市が収集し、運搬し、及び処分するとき。	収集した汚泥1立方メートルまでごとに5,730円		汚泥の処理	浄化槽等の配管の詰まりの除去に伴う汚泥及び汚水排水槽の汚泥を市が収集し、運搬し、及び処分するとき。	収集した汚泥1立方メートルまでごとに3,820円
		合併処理浄化槽の汚泥及び浄化槽等の取壊し等に伴う汚泥を市が収集し、運搬し、及び処分するとき。	収集した汚泥1立方メートルまでごとに4,720円			合併処理浄化槽の汚泥及び浄化槽等の取壊し等に伴う汚泥を市が収集し、運搬し、及び処分するとき。	収集した汚泥1立方メートルまでごとに3,150円
	浄化槽等の清掃		浄化槽等の容積1.5立方メートルまでのものについては14,500円。1.5立方メートルを超		浄化槽等の清掃		浄化槽等の容積1.5立方メートルまでのものについては9,670円。1.5立方メートルを超

改正後				改正前			
			えるものについては1立方メートルまでごとに <u>7,080</u> 円を加えた金額				えるものについては1立方メートルまでごとに <u>4,720</u> 円を加えた金額
別表第2（第44条関係）				別表第2（第44条関係）			
種別	取扱区分	処理費用		種別	取扱区分	処理費用	
可燃性固形物の処理	指定処理施設に搬入するとき。	1キログラムまでごとに15円		可燃性固形物の処理	指定処理施設に搬入するとき。	1キログラムまでごとに15円	
不燃性固形物の処理	指定処理施設に搬入するとき。	1キログラムまでごとに <u>16円</u>		不燃性固形物の処理	指定処理施設に搬入するとき。	1キログラムまでごとに <u>11円</u>	

廃棄物処理手数料等の状況について

	種別	概要	主な対象者	実績 (R6)	単位	手数料		受益者負担割合※1	
						現状	改定後	現状 R5-6平均	改定後※2 目安
1	し尿の処理	事業者等が建設現場やイベント会場等に臨時に設置した仮設トイレからの「し尿」を収集・運搬・処分する	仮設トイレ設置事業者	作業延件数 14,120 件 収集量 2,317 kL 歳入額 57,259 千円	180 L まで	4,500 円	5,400 円	47.2%	56.6%
					180 L 超 90 L まで ごとに	2,250 円	2,700 円		
2	汚泥の処理	①浄化槽のつまりの除去に伴う汚泥や建物地下などに設置された汚水排水槽の汚泥を収集・運搬・処分する	浄化槽又はディスポーザを使用している 市民及び事業者 (市民：約 2,300 基、 事業者：約 1,600 基)	作業延件数 1,376 件 収集量 14,469 m ³ 歳入額 46,729 千円	① 1 m ³ までごとに	3,820 円	5,730 円	17.9%	26.9%
		②合併処理浄化槽の汚泥や浄化槽取壊し等に伴う汚泥を収集・運搬・処分する			② 1 m ³ までごとに	3,150 円	4,720 円		
3	浄化槽等の清掃	浄化槽内に生じた汚泥を引き抜き、槽内洗浄を行う	浄化槽を使用している 市民及び事業者 (市民：約 2,000 基、 事業者：約 1,600 基)	作業延件数 2,901 件 収集量 14,356 m ³ 歳入額 79,945 千円	1.5 m ³ まで	9,670 円	14,500 円	24.9%	37.4%
					1.5 m ³ 超 1 m ³ までごとに	4,720 円	7,080 円		
4	不燃性固形物の処理	産業廃棄物（公共施設等、小規模事業者から発生）の内、燃え殻、がれき等について埋立処理を行う	市公共施設、小規模事業者等 (18 施設、6 事業者)	埋立量 1,140 t 歳入額 12,537 千円	1 kgまでごとに	11 円	16 円	61.8%	92.7%

※1 受益者負担割合＝収入（手数料）／支出（サービス提供に要するコスト）

※2 改定後の負担率は、現状の受益者負担割合に改定率（概算）をかけたもの

1 法改正の背景

令和 6 年能登半島地震等の災害の教訓を踏まえ、**災害廃棄物の処理を推進する措置が必要**

2 条例改正に係る主な法改正内容

No	項目	改正内容
(1)	対象者の追加	非常災害廃棄物の処分を行う一般廃棄物処理施設設置の際の 生活環境影響調査結果の縦覧を行う対象者 に、 再受託者及び再々受託者を追加
(2)	項の整理	上記施設設置で生活環境への影響が少ない場合は、生活環境影響調査を省略可能とするとともに、特別管理一般廃棄物の取扱いを区別するため、 項を新設
(3)	用語整理	「非常災害廃棄物」を法律上定義

3 条例改正内容

No	項目	改正内容
(1)	対象者の追加	法改正に合わせ、 生活環境影響調査結果の縦覧に係る市への届出対象者 に、 再受託者及び再々受託者を追加
(2)	引用条項の整理	法の項新設に合わせ、 引用条項の整理（繰り下げ等）
(3)	用語整理	法改正に合わせ、 「非常災害廃棄物」を条例上定義